

新婚生活を応援します！

結婚新生活支援事業

【令和5年4月1日～】

紀美野町では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用等)の支援を行います。



■対象者 下記要件をすべて満たす方

- ①婚姻後1年未満の夫婦
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が49歳以下
- ③住民票が町内にあり、現に町内在住夫婦

■対象経費

- ①新居の住宅費、
家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料
- ②新居への引越費用
引越業者や運送業者に支払った引越費用

■補助金額

支給上限30万円を満たすまでの上記対象経費額
毎年度交付申請の必要があります。

■その他

- ・詳細はホームページをご覧ください。
- ・本手当は「雑所得」として課税対象となりますので、確定申告または住民税の申告が必要となる場合があります。

